森林経営委託契約書（例）

森林所有者○○ほか○名（以下「甲」という。）と受託者○○（以下「乙」という。）は、甲が所有する森林の経営を目的として次の条項のとおり契約を締結する。

　（信義忠誠の義務）

第１条　甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

　（契約の対象とする森林）

第２条　この契約の対象とする森林（以下「契約対象森林」という。）は、別紙１に表示する森林とする。なお、契約対象森林にある立木竹は、甲に帰属する。

　（契約の期間）

第３条　この契約の契約期間（以下「委託期間」という。）は次のとおりとする。

　　　　　○年○月○日から

　　　　　○年○月○日まで

　（委託事項）

第４条　乙は、契約対象森林をその区域に含む市町村森林整備計画及び別紙２に示す森林の経営に当たっての特記事項に従い、契約対象森林に関する次の事項（以下「委託事項」という。）を実施するものとする。

　(1) 立木竹の伐採、造林、保育その他の森林施業を実施すること

　(2) 森林の保護等のため、以下に掲げる事項を実施すること

　　ア　森林の現況把握

　　イ　火災の予防及び消防

　　ウ　盗伐、誤伐その他の加害行為の防止

　　エ　有害動物及び有害植物の駆除及びそのまん延の防止

　　オ　甲以外の者が所有する森林との境界の巡視

　　カ　ア又はオを実施した結果異常を発見したときに行う必要な措置

２　前項第１号による伐採をした木竹の取扱いについては、甲と乙が別途協議して定めるものとする。

３　乙は、第１項第２号イからエまで若しくはカに掲げる事項を実施したときは、速やかに甲に報告するものとする。

　（森林への立入り及び施設の利用等）

第５条　乙は、委託事項の実施のため必要があるときは、契約対象森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は契約対象森林内に設置された作業路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

２　乙は、委託事項の実施のため必要があるときは、契約対象森林内に作業路網その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

　（森林経営計画の作成及び実行）

第６条　乙は、委託事項を実施するために、契約対象森林について単独で又は他の森林所有者若しくは森林所有者から森林の経営の委託を受けた者と共同して森林法第11条に規定する森林経営計画を作成し、その認定（変更の認定を含む。）を受けるとともに、当該森林経営計画に従い、森林の経営を行うものとする。

２　前項において、森林経営計画の計画事項である「森林の経営に関する長期の方針」については、乙は、甲と協議してこれを作成するものとする。

　（委託事項に関する実施状況の報告及び是正要求等）

第７条　甲は、必要があると認めるときは何時でも乙に対し委託事項の実施状況について報告させ、又は自らその状況を調査することができる。

２　甲は、委託事項の実施状況について、適切でないものがあると認めたときは、乙に対して是正を求めることができる。

３　乙は、甲から前項の是正要求があったときは、誠実に対処し、その結果を甲に報告するものとする。

　（費用の負担）

第８条　契約対象森林について委託事項を実施するために要した費用は、甲が負担するものとする。

　（委託料の請求）

第９条　乙は、事業年次ごとに、委託事項の実施に要した費用（次項により補助金等を充当した場合にあっては、委託事項の実施に要した費用から当該補助金等の額を控除したもの）を委託料として、甲に請求するものとする。

２　乙は、委託事項の実施に当たり補助金等の交付を受けたときは、速やかに当該補助金等を前項の委託事項の実施に要した費用に充当するものとする。

３　甲は、「花粉の少ない森林への転換促進事業」により交付される植替促進費について、前項の委託事項の実施に要した費用に充当するものとし、乙に預かり金として預ける。その場合には、乙は甲に対し預かり証を交付するとともに、適正な予算管理に努め、残額が生じた場合には、遅滞なく甲に残額を支払うこと。

４　甲は、乙から第１項の委託料の請求があったときは、乙に対して遅滞なくこれを支払うものとする。

　（損害の填補等）

第10条　乙は、乙の責に帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときは、その不利益に相当する額を支払うものとする。

２　この契約に関して乙の責に帰すことのできない事由によって甲に不利益などが生じた場合は、甲乙協議の上、協力して解決に当たらなければならない。

３　乙が委託事項の実施その他この契約により属せられた権原に基づき行う行為に関し補助金等の交付を受けた場合であって、当該補助金等の返還を命じられたときは、その原因者が甲である場合には、甲が当該返還金額を負担するものとする。

　（災害等による委託事項の不実施）

第11条　次の各号に掲げる場合において、委託事項を実施する予定の森林について当該委託事項を実施することが不可能又は不適当となったときは、乙は、当該委託事項の一部又は全部を実施しないことができる。

　(1) 災害その他の原因により契約対象森林の全部又は一部が損壊したとき

　(2) 作業路網の損壊等により契約対象森林への到達が困難となったとき

　(3) 契約対象森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

　（債務不履行による契約の解除）

第12条　甲は、乙が正当な理由なく委託事項を履行せず（前条各号に掲げる場合において当該委託事項を実施することが不可能又は不適当となったときを除く。）、第７条の是正要求にも応じない場合は、１か月を下らない期間の予告を行った上でこの契約を解除することができる。

２　乙は、甲が正当な理由を示さずに第９条第１項の委託料を支払わない場合は、１か月を下らない期間の予告を行った上でこの契約を解除することができる。

　（甲の届出）

第13条　甲及び甲の相続人又は受遺者は、次に掲げる事由が生じた場合には、遅滞なく乙に申し出るものとする。

　(1) 契約対象森林について権利の喪失があった場合

　(2) 甲が住所又は名称を変更した場合

　(3) 甲が死亡した場合

　(4) その他この契約の履行上重要な事項又はこの契約の履行が困難となる事情が生じた場合

２　前項第３号の定めに基づき前項の申出があった場合において、甲の相続人又は受遺者から、第３条の契約期間における甲死亡後の残存期間において本契約を承継したい旨の申出があるときは、本契約はなおその効力を有するものとする。この場合において本契約中「甲」とあるのは「甲の相続人」又は「甲の受遺者」と読み替えるものとする。

　（その他の事項）

第14条　この契約に定めのない事項を定め、又は契約事項を変更する必要があるときは、甲と乙が協議して定めるものとする。

　　　　　　○○年○○月○○日

　（甲）森林所有者　　　　住所 ○○県○○郡○○町大字○○○○番地

　　　　　　　　　　　　　氏名又は名称 何　　　　某 印

　　　　　　　　　　　　　住所 ○○県○○郡○○町大字○○○○番地

　　　　　　　　　　　　　氏名又は名称 何　　　　某 印

　　　　　　　　　　　　　　　　　　・・・（以下人数分）・・・

　（乙）受　託　者　　　　住所 ○○県○○郡○○町大字○○○○番地

　　　　　　　　　　　　　氏名又は名称 何　　　　某 印

別紙１（第２条関係）

契　約　対　象　森　林

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 所在場所 | 森林の所有者 | 森林の現況 | 備　　考 |
| 字・地番 | 林小班 | 面積（ha） | 人・天別 | 樹種・林相 | 林齢 | 法令による規制等 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |

　注：１　○年○月現在

　　　２　契約対象森林（作業路網その他の施設を含む。）の所在は、別添の図面のとおり。

別紙２（第４条第１項関係）

森林の経営に当たっての特記事項

【記載留意事項】

　委託事項の実施範囲などについて明示すべき事項がある場合に、下記（例）のように適宜記載する。

（例）

　－「人工林については、おおむね○○齢級以上の森林を主伐の対象（候補）とする。」

　－「○○林班○○小班の人工林については、主伐の時期をおおむね○○年とするため、委託期間中は主伐の対象とせず、委託期間中におおむね○○％の間伐を実施する。」

　－「○○林班○○小班の天然林については、主伐の方法は択伐とし、主伐後の更新方法は天然更新とする。」

　－「○○林班○○小班の人工林については、帯状の伐採により育成複層林への移行を図る。」

　－「○○林班○○小班のヒノキ人工林については、枝打ちを実施する。」

　－「契約対象森林内の作業路網については、台風や大雨の後に点検を行い、必要に応じて補修を実施する。」

　－「○○林班○○小班の間伐の実施とあわせて、おおむね○ｋｍの森林作業道を開設する。」

　－「契約対象森林の現況把握については、年１回以上実施する。」